

令和2年度東京都現代美術館における 収蔵品購入に関する方針について

東京都現代美術館の収蔵品の収集は「東京都現代美術館美術資料収集方針」に沿って行うことを原則とする。今回定める方針は、令和2年度の収集の具体的方向性を示すものである。

- 1 「東京都現代美術館美術資料収集方針」に則り、東京都現代美術館における美術作品のコレクションをより充実させる観点で収集を図ること。
- 2 首都東京の現代美術館にふさわしいコレクションを形成するため、日本国内の作家に重点をおく。東京都現代美術館において個展を開催するなど日本国内及び国際的に評価されている作家の作品や、購入によって作家支援及び育成の一環となる若手作家の作品を購入対象とする。海外作家の作品については、特定の地域に偏らずバランスよく購入すること。
- 3 平成12年度から平成17年度までの収蔵品購入事業休止期間に大きく変化した表現の動向を反映し現在の常設展示の欠落部分を補うことにも留意すること。